

第13号議案

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例

芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(美術博物館協議会) 第13条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会（以下 「協議会」という。）を置く。 2～4 （略）	(美術博物館協議会) 第13条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条第1項</u> の規定に基づき、美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会（以下 「協議会」という。）を置く。 2～4 （略）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市立美術博物館条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

博物館法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容（第13条関係）

美術博物館に美術博物館協議会を置くことを定めた規定において、その根拠となる博物館法の引用条項を整理する。

改正案	現 行
博物館法第23条第1項の規定に基づき、美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会を置く。	博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会を置く。

3 施行期日

令和5年4月1日

参 照 2

博物館法抜粋（_____部分は、令和5年4月1日施行）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

（第2項省略）